

東北地方太平洋沖地震等により被災された方へ

令和8年度佐賀県立高等学校入学手数料等の免除について

東北地方太平洋沖地震、熊本地震及び能登半島地震により被災し、佐賀県立高等学校入学手数料の納付が困難となられた方は、入学手数料、聴講手数料が免除になります。

1 免除の対象になる方

保護者等の持ち家が全壊又は大規模半壊の被害を受けた方

2 免除になる額

入学手数料 全日制 5,550円

定時制 2,050円

聴講手数料 定時制・通信制 2,050円

※入学式当日、入学手数料(聴講手数料)と併せて、授業で必要となる副教材や各種実習費等の納付が必要となります。免除となるのは入学手数料(聴講手数料)のみですので、ご了承ください。

3 免除を受けるために必要な提出書類

(1) 入学(聴講)手数料免除申請書

(2) 市町村が発行した罹災証明書(写し可)

※免除を受けるためには申請が必要です。お住まいの市町が発行した罹災証明書(写し可)を事務室までご持参ください。

【お問い合わせ先】

〒840-8570

佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県教育委員会事務局教育総務課([TEL:0952-25-7223](tel:0952-25-7223))

または新入学・転入学予定の高校事務室